

## 新潟県公安委員会規則第8号

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年11月29日

新潟県公安委員会

委員長 山田 知治

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

新潟県道路交通法施行細則（昭和39年新潟県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(運転免許証の更新申請における申請用写真の省略)</p> <p><b>第24条の3</b> 規則第29条第3項（第29条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定により申請用写真を省略できる場合は、運転免許センター、長岡支所、上越支所、佐渡支所又は上越警察署において法第101条第1項に規定する運転免許証の更新申請又は法第101条の2第1項に規定する更新期間前における運転免許証の更新申請を行う場合とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 法第94条第2項に規定する運転免許証の再交付申請（<u>亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときに限る。</u>）を併せて行うとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(運転経歴証明書)</p> <p><b>第24条の5</b> 法第104条の4第5項（<u>法第105条第2項において準用する場合を含む。</u>）の規定により運転経歴証明書の交付を申請しようとする者は、運転経歴証明書交付申請書（別記様式第12の2）を第24条の2第4項に規定する場所に提出しなければならない。</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(運転免許証の更新申請における申請用写真の省略)</p> <p><b>第24条の3</b> 規則第29条第3項（第29条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定により申請用写真を省略できる場合は、運転免許センター、長岡支所、上越支所、佐渡支所又は上越警察署において法第101条第1項に規定する運転免許証の更新申請又は法第101条の2第1項に規定する更新期間前における運転免許証の更新申請を行う場合とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 法第94条第2項に規定する運転免許証の再交付申請を併せて行うとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(運転経歴証明書)</p> <p><b>第24条の5</b> 法第104条の4第5項の規定により運転経歴証明書の交付を申請しようとする者は、運転経歴証明書交付申請書（別記様式第12の2）を第24条の2第4項に規定する場所に提出しなければならない。</p> <p>2～5 (略)</p>

### 附 則

この規則は、令和元年12月1日から施行する。